

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

高島市

2. 構造改革特別区域の名称

高島市マキノ町地域給食外部搬入特区

3. 構造改革特別区域の範囲

高島市の区域の一部（旧マキノ町）

4. 構造改革特別区域の特性

高島市は、滋賀県の北西部に位置し、総面積は約693平方キロメートル(うち琵琶湖の面積181.64平方キロメートル)、総人口は約4万5千人を擁している。平成17年1月1日、マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町の5町1村が合併し、新市高島市としてスタートした。

マキノ町は、高島市の北部に位置する農山村地域で高齢化が進み、冬季には1mを超える降雪となることから、若い世代が市の中心部に転居するなどマキノ町の子どもは減少し続けている。令和5年11月末のマキノ町の1歳から5歳までの平均人数は20人で、11歳から15歳の平均37人と比べると17人少ない状況であり、保育コストは少子化が進み高額となってきた。

5. 構造改革特別区域計画の意義

マキノ町には高島市立マキノ東こども園（保育所型認定こども園、定員60人）と高島市立マキノ西こども園（保育所型認定こども園、定員90人）があり、両園は車で約10分のところに位置している。

平成24年からの構造改革特別区域計画の認定により、マキノ学校給食センターで調理を行い、マキノ東こども園およびマキノ西こども園へ外部搬入してきた。老朽化および子どもの数の減少等の影響によりマキノ学校給食センターが令和6年7月末をもって廃止となり、マキノ地域の園給食の対応ができなくなるため、令和6年8月以降について、新たな体制での給食提供を余儀なくされた。また、両園とも老朽化が進んでいるため、一方の園の調理室をリニューアルし対応することが適当である。

そのため本特例措置の活用により、保育園の給食およびアレルギー給食をマキノ西こども園からマキノ東こども園に外部搬入することによって、給食調理業務の効率化を維持し、食材の一括購入とともに経費節減が図られ、節減された経費を保育サービス・子育て支援施策に充てることが可能となる。

また、当市の食育計画に基づき、保育園での給食を生きた教材として正しい食習慣などの「食を営む力」の基礎を身につけさせ、地元の食材の一括購入を通じて、地産地消を進め、地域の活性化に寄与することができる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

- ① マキノ西こども園で食材の一括購入・調理を行ったうえで、マキノ東こども園に給食の外部搬入を実施することにより、経費の節減を図ることができる。
- ② アレルギー児用の給食についても、マキノ西こども園の調理室で一括調理し、マキノ東こども園に搬入することにより、経費の節減を図ることができる。
- ③ 食育計画に基づく食育を推進し集団生活の中で、共通の食事をとることで、食事のマナー、正しい食習慣を身に付けさせ、地元の食材を活用することにより、安全安心なおいしい給食を提供し地産地消を推進する。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 給食の外部搬入方式の実施により、保育所施設の維持管理費や適切な調理員の配置等による人件費など経費の節減が図られ、保育所の効率的な運用が図られる。
- ② 衛生面、安全面で設備の整った調理施設で、両園の給食を同一メニューにより調理することで生じる労力の削減、食材一括購入による経費節減により、その節減経費を他の保育サービスに向けることができる。また、地元の農産物を食材として購入することにより、農業振興に寄与し地域経済への波及が期待できる。
- ③ 保育所において、食育計画に基づき園庭や農園での野菜づくりなどに取り組むことにより、乳幼児が身近な食材を通して食に関心を持ち、食を通じて生活のリズムを作り、基本的な食事のマナーを身に付けることができる。

8. 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

高島市立マキノ東こども園（公立保育所型認定こども園）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

マキノ東こども園の給食およびアレルギー給食を、マキノ西こども園において一括調理を行い、搬入することにより調理員の配置や材料購入等の合理化を図る。

5 当該規制の特例措置の内容

- ① 給食の外部搬入の実施にあたっては「保育所における食事の提供について（平成22年6月1日付け雇発0601第4号）」における外部搬入に当たっての留意事項を順守する。
- ② 保育所における調理室の面積及び調理設備は以下のとおりであり、再加熱に必要なガス台、保存のための冷蔵庫、配膳台等必要な設備が配置されている。

【マキノ東こども園の概要】

調理室面積	45.08㎡
職員数	園長1人 保育参事1人 保育士14人 事務補助職員1人 調理員2人 運転手1人
調理能力	1日 170食
調理設備	冷凍冷蔵庫、ガス台、配膳台、流し台、食器消毒保管庫他

- ③ 外部搬入方式による給食は0歳児から実施することとするが、マキノ西こども園

で献立を作成し、毎月の献立会議で園児の年齢に応じた調理ができるよう、栄養士と調理員が調理方法等について意思統一を図る。

また、アレルギー児についても、マキノ西こども園でアレルギー児の情報に基づき献立を作成し、保護者に毎月の献立の食材を確認して頂いたうえで、個人に応じた給食を提供する。

- ④ 外部搬入を行う場合の衛生基準については、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日付指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付児発第86号）」を順守する。

給食およびアレルギー給食の搬入については、加熱調理後、専用の容器に入れ、給食運搬車で配送する。搬入された給食は、保育所調理室で配膳し提供する。保存が必要なものについては、冷蔵庫等で保管し、再加熱が必要な場合は再加熱を行い配膳する。

- ⑤ 当市の食育計画に基づき、公立保育所型認定こども園での給食を生きた教材として正しい食習慣などの「食を営む力」の基礎を身につけさせ、地元の食材の一括購入を通じて、地産地消を進め、地域の活性化に寄与する。

【給食等の配送計画】

平日のみ

①午前おやつ

9時05分 マキノ西こども園（搬出）

↓

9時15分 マキノ東こども園（搬入）

②離乳食

10時10分 マキノ西こども園（搬出）

↓

10時20分 マキノ東こども園（搬入）

③給食

10時35分 マキノ西こども園（搬出）

↓

10時45分 マキノ東こども園（搬入）

④午後おやつ

14時05分 マキノ西こども園（搬出）

↓

14時15分 マキノ東こども園（搬入）

【マキノ西こども園の概要】

調理室面積（全体）	49.20㎡
職員数	園長1人 保育参事1人 保育士15人 保育補助職員2人 事務補助職員1人 調理員2人 運転手2人
調理能力	1日 150食
調理設備	検食用冷凍ストッカー、エレファントシェルフ、冷蔵庫、冷凍庫、一槽シンク、作業台、乾燥機付き包丁まな板殺菌庫、スチームコンベクションオーブン、炊飯器、ガステーブル、スタンダード・ガスフライヤー、ソイルドテーブル、ラックシェルフ、ドアタイプ食器洗浄機、電気式食器消毒保管庫、電解次亜水生成装置、調理台、IHクッキングヒーター、二槽シンク他